

第 10 期 青森県分別収集促進計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年8月

青 森 県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画期間	1
3	対象品目	2
4	市町村の分別収集計画策定状況	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出見込量 (法第9条第2項第1号)	4
6	各年度において得られる特定分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の見込量 (法第9条第2項第2号及び第3号)	4
7	分別収集の促進に関する事項 (法第9条第2項第4号)	6
	別表1 各市町村の分別収集計画策定状況	10
	別表2 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量 ・	12
	別表3 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町 別の見込量	13
	別表4 各年度において得られる法第2条第6項指定物ごとの市町 村別の見込量	37

1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活に便利さや快適さなど、大きな恩恵をもたらしましたが、その一方で、資源の枯渇、地球温暖化等の環境問題、最終処分場の残余容量の逼迫など深刻な問題を引き起こしています。

このため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルし、資源の有効利用を促進することによって、環境に対する負荷の低減を図っていく必要があります。

本県の県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量と最終処分量は減少傾向にあるものの全国値よりも多く、また、一般廃棄物の排出量に占める再生利用量の割合であるリサイクル率も、全国値よりも低いことから、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための取組の強化が重要となっています。

このような状況を背景として、家庭ごみのうち容積比で約6割、重量比で約2～3割と大きな割合を占める容器包装廃棄物について、その分別収集と再資源化の促進を目的として、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再資源化に関する法律（以下「法」という。）」が制定され、平成12年4月から完全施行されています。これにより、それまでは市町村が行ってきた容器包装廃棄物の処理について、消費者は「分別排出・排出抑制」、市町村は「分別収集」、容器包装の製造や容器包装を用いた商品の販売を行う事業者は「再商品化」という役割を担うことにより、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減及び再商品化に取り組む仕組みが構築されました。

さらに、平成18年6月には、容器包装廃棄物の3Rの推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携などを基本的方向とした「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正容器包装リサイクル法」という。）」が成立し、平成20年4月からは、「改正容器包装リサイクル法」が完全施行され、質の高い分別収集・再商品化の推進を図るため、市町村の分別収集によるリサイクルの合理化への寄与の程度により事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設や、ペットボトル容器包装の対象となる区分の見直しがなされました。

本計画は、法第9条の規定に基づいて策定されるものであり、各市町村又は一部事務組合が策定した「市町村分別収集計画」を集約し、県内で排出される容器包装廃棄物の見込み量や、分別収集される見込み量をとりまとめるとともに、県内における容器包装廃棄物の分別収集の円滑な実施と、県民や事業者に対する普及促進により、環境負荷の少ない社会の実現を図ることを目的としています。

2 計画期間

法第9条第1項の規定により、3年ごとに、5年を一期とする計画を策定することとされており、令和5年度から令和9年度までの5か年計画とします。

なお、本計画は第10期目の計画となります。

3 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、法令で定める次の10品目を対象とします。

分別基準適合物（※1）

- ① 主としてガラス製の容器で、無色のもの。（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。以下「無色のガラス製容器」という。）
- ② 主としてガラス製の容器で、茶色のもの。（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。以下「茶色のガラス製容器」という。）
- ③ 主としてガラス製の容器で、無色及び茶色以外のもの。（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。以下「その他の色のガラス製容器」という。）
- ④ 主として紙製の容器包装。（下記⑨及び⑩を除く。以下「その他の紙製容器包装」という。）
- ⑤ 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器。（以下「ペットボトル」という。）
- ⑥ 主としてプラスチック製の容器包装。（上記⑤を除く。以下「その他のプラスチック製容器包装」という。）

法第2条第6項指定物（※2）

- ⑦ 主として鋼製の容器包装。（以下「鋼製容器」という。）
- ⑧ 主としてアルミニウム製の容器包装。（以下「アルミ製容器」という。）
- ⑨ 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器。（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。以下「飲料用紙製容器」という。）
- ⑩ 主として段ボール製の容器包装。（以下「段ボール」という。）

※1：分別基準適合物

市町村が分別収集計画に基づき分別収集した容器包装廃棄物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がないものとして主務省令で定めるものを除く。）を「分別基準適合物」といい、上記①～⑥の個々の「分別基準適合物」を指すとき、「特定分別基準適合物」といいます。

※2：法第2条第6項指定物

容器包装廃棄物のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化をする必要がないものとして主務省令で定めるものをいいます。これらについては、容器包装を製造又は利用する事業者である特定事業者に再商品化を行う義務が生じませんが、市町村分別収集計画上その計画量を記載することとしています。

4 市町村の分別収集計画策定状況

法第8条第1項の規定により、市町村が容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、3年ごとに、5年を一期とする分別収集計画を定めなければならないこととされています。

令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第10期市町村分別収集計画」の策定状況については別表1のとおりであり、全市町村が分別収集を実施する旨の計画を策定しています。なお、県内全40市町村のうち、36市町村が単独で、残りの4町については、表1のとおり一部事務組合が主体となって計画を策定しています。

また、計画期間中における対象品目ごとの分別収集計画市町村数は表2のとおりです。

【表1】事務組合による計画の策定状況

事務組合名	構成市町村名
中部上北広域事業組合	七戸町、東北町
西海岸衛生処理組合	鰺ヶ沢町、深浦町

【表2】対象品目ごとの分別収集計画市町村数

対象品目		R5	R6	R7	R8	R9
分別基準適合物	無色のガラス製容器	40	40	40	40	40
	茶色のガラス製容器	40	40	40	40	40
	その他の色のガラス製容器	40	40	40	40	40
	その他の紙製容器包装	29	29	29	29	29
	ペットボトル	40	40	40	40	40
	その他のプラスチック製容器包装 うち白色トレイのみ	※26 5	※26 5	※26 5	※26 5	※26 5
法第2条第6項指定物	鋼製容器	40	40	40	40	40
	アルミ製容器	40	40	40	40	40
	飲料用紙製容器	35	35	35	35	35
	段ボール	40	40	40	40	40

※26市町村のうち3町村は令和9年度までに分別収集予定としている。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出見込量（法第9条第2項第1号）

県内において排出される容器包装廃棄物の排出量の見込量は表3のとおりです。

なお、各年度における市町村別の排出見込量は別表2のとおりです。

【表3】各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込量

(単位：トン)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9
排出見込量	70,089	69,161	68,375	67,612	66,916

6 各年度において得られる特定分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の見込量

（法第9条第2項第2号及び第3号）

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、市町村が分別収集計画に基づく分別収集を実施して得られる特定分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の見込量の合計は表4及び表5のとおりです。

なお、特定分別基準適合物の市町村別の年次別見込量は別表3（1）から（6）、法第2条第6項指定物の市町村別の年次別見込量は、別表4（1）から（4）のとおりです。

【表4】各年度の特定分別基準適合物の見込量

(単位：トン)

対象品目	R5		R6		R7		R8		R9	
無色のガラス製容器	2,065		2,043		2,019		1,995		1,972	
	指定法人	独自処理								
	1,950	115	1,933	111	1,913	106	1,892	103	1,872	100
茶色のガラス製容器	2,703		2,672		2,640		2,608		2,577	
	指定法人	独自処理								
	2,537	166	2,511	161	2,485	154	2,459	149	2,433	144
その他の色のガラス製容器	2,867		2,833		2,796		2,764		2,728	
	指定法人	独自処理								
	1,882	985	1,862	971	1,840	956	1,822	942	1,800	928
その他の紙製容器包装	992		983		972		962		951	
	指定法人	独自処理								
	178	814	176	807	173	799	171	792	167	785
ペットボトル	3,304		3,270		3,235		3,204		3,168	
	指定法人	独自処理								
	3,130	174	3,098	172	3,065	170	3,034	169	3,001	167
その他のプラスチック製容器包装	3,010		2,980		2,949		2,919		2,887	
	指定法人	独自処理								
	2,878	132	2,850	130	2,821	128	2,793	126	2,763	124
うち白色トレイ	3		3		3		3		3	
	指定法人	独自処理								
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
合計	14,941		14,780		14,611		14,452		14,284	
	指定法人	独自処理								
	12,555	2,386	12,429	2,352	12,297	2,314	12,171	2,281	12,036	2,248

※各対象品目について、上段の量のうち、下段の左側の欄が「指定法人引渡量」、右側の欄が「市町村独自処理量」である。

※小数点以下は、四捨五入しているため、内訳の小計及び合計が一致しない場合がある。

【表5】各年度の法第2条第6項指定物の見込量

(単位:トン)

対象品目	R5	R6	R7	R8	R9
鋼製容器	1,754	1,734	1,709	1,688	1,634
アルミ製容器	1,991	1,966	1,941	1,918	1,892
飲料用紙製容器	99	98	97	96	95
段ボール	5,869	5,810	5,753	5,696	5,638
合計	9,713	9,607	9,500	9,398	9,259

※小数点以下は、四捨五入しているため、内訳の小計及び合計が一致しない場合がある。

<参考>

・「容器包装廃棄物の排出見込量」と「特定分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の見込量」について

「容器包装廃棄物の排出見込量」は、市町村が収集する一般廃棄物中の容器包装廃棄物の量の見込みであり、市町村が関与して行われる集団回収等により把握される容器包装廃棄物の量を加えたものとなります。ただし、これには、分別収集を実施しないことや分別の不徹底により可燃ごみ等へ混入する容器包装廃棄物の量も含まれます。

一方、「特定分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の見込量」は、「容器包装廃棄物の排出見込量」のうち、市町村による分別収集や集団回収等により回収され、再商品化が行われる量の見込みです。

・「指定法人引渡量」と「市町村独自処理量」について

「指定法人引渡量」とは、市町村が収集した分別基準適合物について、特定事業者から委託を受けた指定法人（法第21条第1項の規定に基づき、主務大臣が、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして指定した者）である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことにより再商品化を行う量のことです。

一方、市町村によっては、一般廃棄物処理の事情等により、指定法人に引き渡さず、独自に再商品化を行う事業者に引き渡すことにより再商品化を行う場合もあります（市町村独自処理）が、「市町村独自処理量」とは、このときに当該事業者に引き渡すことにより再商品化を行う量のことです。

7 分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

（1）容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために、一般廃棄物のうち容量比で約6割、重量比で約2～3割を占めるといわれる容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、排出された容器包装廃棄物については、積極的に分別収集と再商

品化を行うことが重要です。

本県は全国と比べて、県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量が多く、リサイクル率は低いという状況が続いているため、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための取組の強化が重要であることから、県民や事業者、各種団体、行政などが一体となってごみ減量とリサイクルの推進に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を行っています。

この運動の取組の一環として、容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組む契機とするため、県内の主要なスーパー等において、レジ袋の無料配布中止（有料化）の取組を実施しています。

また、家庭や事業所から排出される段ボールや紙製容器包装等の古紙の回収促進を図るため、事業系古紙を効率的に回収する仕組みづくりを行うほか、全国と比べて資源化が遅れている雑紙の資源回収強化を図るために、「小学生雑紙回収チャレンジ事業」などを通じて、学童期からの3R意識の高い人づくりに取り組んでいます。

さらに、プラスチック製容器包装廃棄物をはじめとするプラスチックごみの使用削減や適正処理の徹底に努めることにより、環境汚染の原因となるポイ捨てなどで不適正に環境中に排出されるプラスチックごみをゼロにすることを呼びかける「あおもりプラごみゼロ宣言」を行い、その中で私たちができる7つの行動を挙げ、県民や事業者等へ3Rの実践を促しています。

その他、ホームページやSNS等の県広報媒体の活用や職員による出前トーク等を行っています。

今後もこういった取組を通じて、県民や事業者へ普及啓発を行い、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集に関する意識高揚を図ります。

（2）市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進

市町村における分別収集の円滑かつ効率的な実施のため、県内の市町村はもとより、全国の分別収集の状況等について必要に応じて情報提供を行い、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の促進を図ります。

また、市町村等廃棄物担当課長会議や3R推進地域連携会議等の場を通じて、市町村相互間での情報交換の促進を図ります。

（3）その他の分別収集の促進に関する事項

① 分別収集の促進

市町村における第10期分別収集計画の実施状況を把握し、必要に応じて情報提供を行うとともに、特に取組が遅れている品目については、次期計画における取組の向上を図るために必要な技術的支援等を行います。

また、消費者が排出する容器包装廃棄物について、PTAや町内会等の地域住民による集団回収やスーパー等での店頭回収等の拠点回収といった、行政回収以外の多様な回収ルートの活用についても促すことで、排出量の削減及び資源化量の増加に繋げるほか、民間企業からの寄付金を活用して回収拠点施設の整備拡充を図ります。

す。

② 効率的な施設整備

リサイクル関連施設について、市町村が、財政的負担の軽減及び施設の稼働率の向上等を図るため、効率的な施設整備を行う際は、必要な技術的支援等を行います。

③ プラスチックに係る資源循環

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、国の施策に準じて市町村におけるプラスチック製容器包装の分別収集及び再商品化等について必要な技術的支援等を行います。

また、県民や事業者にそれぞれの役割について呼びかけ、プラスチック製容器包装をはじめとするプラスチック製廃棄物の排出抑制及び適正分別の促進を図ります。

別表1 各市町村の分別収集計画策定状況

市町村名			青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	鰺ヶ沢町	深浦町	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村
計画策定の有無			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別基準適合物	ガラス製容器	無色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		茶色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他の色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他紙製容器		○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペットボトル		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	プラスチック製容器 (ペットボトル以外)		○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○
	うち白色トレイのみ		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第2条第6項指定物	鋼製容器		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アルミ製容器		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	飲料用紙製容器		○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	段ボール		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実施品目数			10	8	8	10	10	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	10	9	10

※令和9年度までに分別収集予定。

別表1 各市町村の分別収集計画策定状況

市町村名		板柳町	鶴田町	中泊町	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	おいらせ町	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	実施数
計画策定の有無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
分別基準適合物	ガラス製容器	無色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
		茶色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
		その他の色	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
		その他紙製容器	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	○	○	29
		ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
		プラスチック製容器 (ペットボトル以外)	-	○	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	26
		うち白色トレイのみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	5
法第2条第6項指定物	鋼製容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
	アルミ製容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
	飲料用紙製容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	35
	段ボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40
実施品目数		9	10	10	9	8	10	8	8	9	10	9	9	9	9	7	10	7	8	8	10	

別表2 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量

(単位:トン)

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
青森市	22,099.00	21,870.00	21,703.00	21,535.00	21,429.00
弘前市	7,325.00	7,252.00	7,180.00	7,108.00	7,035.00
八戸市	11,950.00	11,819.00	11,721.00	11,631.00	11,544.00
黒石市	2,347.00	2,321.00	2,295.00	2,268.00	2,242.00
五所川原市	2,738.00	2,701.00	2,664.00	2,627.00	2,589.00
十和田市	1,317.40	1,299.90	1,283.70	1,267.50	1,248.60
三沢市	3,250.00	3,220.00	3,191.00	3,163.00	3,136.00
むつ市	4,931.00	4,882.00	4,807.00	4,732.00	4,667.00
つがる市	871.00	855.00	840.00	825.00	811.00
平川市	2,199.00	2,178.00	2,155.00	2,134.00	2,112.00
平内町	331.93	317.45	302.92	288.45	273.98
今別町	149.00	143.30	135.10	129.40	123.90
蓬田村	128.20	126.50	125.00	123.70	122.40
外ヶ浜町	424.20	399.60	375.00	350.70	326.20
鰺ヶ沢町	589.00	574.00	559.00	545.00	531.00
深浦町	491.00	476.00	462.00	449.00	436.00
西目屋村	35.10	35.10	35.10	35.10	35.10
藤崎町	520.90	515.49	510.10	504.79	499.54
大鰐町	144.00	141.00	136.00	133.00	132.00
田舎館村	509.00	502.00	494.00	487.00	480.00
板柳町	214.40	209.90	205.50	201.20	196.90
鶴田町	356.00	348.00	340.00	332.00	324.00
中泊町	684.00	665.00	648.00	631.00	615.00
野辺地町	417.00	410.00	403.00	396.00	389.00
七戸町	818.53	769.99	757.60	745.12	732.74
六戸町	210.10	208.90	207.70	206.20	204.70
横浜町	118.18	116.14	114.05	112.06	110.08
東北町	930.13	874.97	860.90	846.71	832.64
六ヶ所村	278.00	277.00	277.00	276.00	275.00
おいらせ町	550.00	542.00	535.00	527.00	512.00
大間町	175.00	174.00	173.00	172.00	171.00
東通村	44.00	43.00	43.00	43.00	43.00
風間浦村	36.70	36.10	35.40	34.70	34.10
佐井村	90.00	90.00	90.00	90.00	90.00
三戸町	744.00	730.00	712.00	699.00	685.00
五戸町	79.00	77.00	75.00	74.00	72.00
田子町	377.00	367.00	356.00	346.00	336.00
南部町	846.00	834.00	818.00	803.00	789.00
階上町	716.00	706.00	697.00	688.00	680.00
新郷村	55.00	54.00	53.00	52.00	50.00
合計	70,088.77	69,161.34	68,375.07	67,611.63	66,915.88
中部上北広域事業組合	1,748.66	1,644.96	1,618.50	1,591.83	1,565.38
西海岸衛生処理組合	1,080.00	1,050.00	1,021.00	994.00	967.00

別表3 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の見込量

【参考】合計

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
三戸町		58.90		57.60		56.30		55.30		54.30
	(引渡量)	(独自処理量)								
	9.00	49.90	8.80	48.80	8.60	47.70	8.50	46.80	8.30	46.00
五戸町		(合計)								
		237.90		232.50		227.80		223.30		218.70
	(引渡量)	(独自処理量)								
田子町		237.90	0.00	232.50	0.00	227.80	0.00	223.30	0.00	218.70
		(合計)								
		88.00		86.00		83.00		80.00		79.00
南部町	(引渡量)	(独自処理量)								
	35.00	53.00	34.00	52.00	33.00	50.00	32.00	48.00	31.00	48.00
		(合計)								
階上町		70.50		69.30		68.10		67.00		65.70
	(引渡量)	(独自処理量)								
	16.60	53.90	16.40	52.90	16.10	52.00	15.80	51.20	15.50	50.20
新郷村		(合計)								
		116.00		116.00		113.00		113.00		111.00
	(引渡量)	(独自処理量)								
合計		66.00	50.00	66.00	50.00	64.00	49.00	64.00	49.00	63.00
		(合計)								
		32.10		31.50		30.70		30.20		29.10
中部上北広域事業組合	(引渡量)	(独自処理量)								
	32.10	0.00	31.50	0.00	30.70	0.00	30.20	0.00	29.10	0.00
		(合計)								
西海岸衛生処理組合		14940.55		14780.11		14611.08		14451.51		14284.08
	(引渡量)	(独自処理量)								
	12554.56	2385.99	12428.59	2351.52	12297.14	2313.94	12170.61	2280.90	12036.33	2247.75
		(合計)								
		362.59		356.74		350.89		345.07		339.24
	(引渡量)	(独自処理量)								
		362.59	0.00	356.74	0.00	350.89	0.00	345.07	0.00	339.24
		(合計)								
		92.89		90.29		87.78		85.31		82.94
	(引渡量)	(独自処理量)								
	90.13	2.76	87.61	2.68	85.17	2.61	82.77	2.54	80.48	2.46
		(合計)								

(1)無色のガラス製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
藤崎町	(引渡量)	(独自処理量)								
	33.18	0.00	32.77	0.00	32.34	0.00	32.08	0.00	31.72	0.00
大鰐町	(合計)									
	4.00		4.00		4.00		4.00		4.00	
田舎館村	(引渡量)	(独自処理量)								
	4.00	0.00	4.00	0.00	4.00	0.00	4.00	0.00	4.00	0.00
板柳町	(合計)									
	9.70		9.50		9.30		9.10		8.90	
鶴田町	(引渡量)	(独自処理量)								
	39.00	0.00	39.00	0.00	38.00	0.00	38.00	0.00	37.00	0.00
中泊町	(合計)									
	18.00		18.00		18.00		17.00		17.00	
野辺地町	(引渡量)	(独自処理量)								
	37.00	0.00	36.40	0.00	35.80	0.00	35.20	0.00	34.60	0.00
七戸町	(合計)									
	49.32		48.53		47.73		46.94		46.14	
六戸町	(引渡量)	(独自処理量)								
	24.50	0.00	24.40	0.00	24.20	0.00	24.00	0.00	23.90	0.00
横浜町	(合計)									
	16.11		15.83		15.56		15.29		15.02	
東北町	(引渡量)	(独自処理量)								
	45.00	0.00	44.27	0.00	43.55	0.00	42.82	0.00	42.10	0.00
六ヶ所村	(合計)									
	30.30		30.20		30.10		30.10		30.00	
おいらせ町	(引渡量)	(独自処理量)								
	52.72	0.00	52.02	0.00	51.26	0.00	50.50	0.00	49.04	0.00
大間町	(合計)									
	10.10		10.10		10.10		10.10		10.10	
東通村	(引渡量)	(独自処理量)								
	1.68	0.00	1.66	0.00	1.66	0.00	1.66	0.00	1.66	0.00
風間浦村	(合計)									
	4.10		4.00		4.00		3.90		3.80	
佐井村	(引渡量)	(独自処理量)								
	2.50	0.00	2.50	0.00	2.50	0.00	2.50	0.00	2.50	0.00

(1)無色のガラス製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
三戸町	2.80		2.70		2.70		2.60		2.60	
	(引渡量)	(独自処理量)								
五戸町	0.00	2.80	0.00	2.70	0.00	2.70	0.00	2.60	0.00	2.60
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
田子町	37.60		36.70		36.00		35.30		34.50	
	(引渡量)	(独自処理量)								
南部町	37.60	0.00	36.70	0.00	36.00	0.00	35.30	0.00	34.50	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
階上町	30.00		29.00		28.00		27.00		27.00	
	(引渡量)	(独自処理量)								
新郷村	0.00	30.00	0.00	29.00	0.00	28.00	0.00	27.00	0.00	27.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
合計	7.00		7.00		7.00		7.00		7.00	
	(引渡量)	(独自処理量)								
中部上北広域事業組合	7.00	0.00	7.00	0.00	7.00	0.00	7.00	0.00	7.00	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
西海岸衛生処理組合	5.80		5.70		5.50		5.40		5.20	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	5.80	0.00	5.70	0.00	5.50	0.00	5.40	0.00	5.20	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2064.99		2043.07		2018.81		1994.74		1971.59	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	1950.26	114.73	1932.61	110.46	1912.51	106.30	1891.70	103.04	1871.72	99.87
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	94.32		92.80		91.28		89.76		88.24	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	94.32	0.00	92.80	0.00	91.28	0.00	89.76	0.00	88.24	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	15.94		15.50		15.06		14.64		14.24	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	15.94	0.00	15.50	0.00	15.06	0.00	14.64	0.00	14.24	0.00

(2)茶色のガラス製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
三戸町	(引渡量)	(独自処理量)								
	9.90		9.70		9.40		9.30		9.10	
	0.00	9.90	0.00	9.70	0.00	9.40	0.00	9.30	0.00	9.10
五戸町	(合計)									
	51.80		50.60		49.60		48.60		47.60	
	(引渡量)	(独自処理量)								
田子町	51.80	0.00	50.60	0.00	49.60	0.00	48.60	0.00	47.60	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23.00		23.00		22.00		21.00		21.00	
南部町	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	23.00	0.00	23.00	0.00	22.00	0.00	21.00	0.00	21.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
階上町	10.50		10.30		10.20		10.00		9.80	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	10.50	0.00	10.30	0.00	10.20	0.00	10.00	0.00	9.80
新郷村	(合計)									
	15.00		15.00		14.00		14.00		14.00	
	(引渡量)	(独自処理量)								
合計	15.00	0.00	15.00	0.00	14.00	0.00	14.00	0.00	14.00	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8.10		7.90		7.70		7.60		7.40	
中部上北広域事業組合	(引渡量)	(独自処理量)								
	8.10	0.00	7.90	0.00	7.70	0.00	7.60	0.00	7.40	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
西海岸衛生処理組合	2702.57		2671.96		2639.88		2607.64		2577.47	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	2536.94	165.63	2510.95	161.01	2485.49	154.39	2458.76	148.88	2433.22	144.25
中部上北広域事業組合	(合計)									
	166.28		163.60		160.92		158.25		155.58	
	(引渡量)	(独自処理量)								
西海岸衛生処理組合	166.28	0.00	163.60	0.00	160.92	0.00	158.25	0.00	155.58	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27.01		26.25		25.52		24.81		24.10	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	24.25	2.76	23.57	2.68	22.91	2.61	22.27	2.54	21.64	2.46

(3) その他の色のガラス製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
三戸町	(引渡量)	(独自処理量)								
	37.20		36.40		35.60		34.90		34.30	
	0.00	37.20	0.00	36.40	0.00	35.60	0.00	34.90	0.00	34.30
五戸町	(合計)									
	42.50		41.60		40.70		39.90		39.10	
	(引渡量)	(独自処理量)								
田子町	42.50	0.00	41.60	0.00	40.70	0.00	39.90	0.00	39.10	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
南部町	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
階上町	35.70		35.10		34.50		33.90		33.30	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	35.70	0.00	35.10	0.00	34.50	0.00	33.90	0.00	33.30
新郷村	(合計)									
	43.00		43.00		42.00		42.00		41.00	
	(引渡量)	(独自処理量)								
合計	0.00	43.00	0.00	43.00	0.00	42.00	0.00	42.00	0.00	41.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6.70		6.60		6.50		6.40		6.10	
西部上北広域事業組合	(引渡量)	(独自処理量)								
	6.70	0.00	6.60	0.00	6.50	0.00	6.40	0.00	6.10	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
西海岸衛生処理組合	2866.76		2832.67		2796.21		2764.30		2728.06	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	1881.64	985.12	1861.98	970.69	1839.94	956.27	1822.35	941.95	1800.33	927.73
中部上北広域事業組合	(合計)									
	32.61		32.08		31.55		31.03		30.51	
	(引渡量)	(独自処理量)								
西海岸衛生処理組合	32.61	0.00	32.08	0.00	31.55	0.00	31.03	0.00	30.51	0.00
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6.22		6.04		5.88		5.71		5.55	
西海岸衛生処理組合	(引渡量)	(独自処理量)								
	6.22	0.00	6.04	0.00	5.88	0.00	5.71	0.00	5.55	0.00

(4) その他の紙製容器包装

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
青森市	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	317.00	0.00	315.00	0.00	313.00	0.00	311.00	0.00	309.00
弘前市	(合計)									
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
八戸市	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
黒石市	(合計)									
	316.00		313.00		311.00		308.00		306.00	
五所川原市	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	50.60	0.00	50.10	0.00	49.50	0.00	48.90	0.00	48.30
十和田市	(合計)									
	39.40		38.90		38.40		37.90		37.40	
三沢市	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	2.00	0.00	2.00	0.00	2.00	0.00	2.00	0.00	2.00
むつ市	(合計)									
	85.00		84.00		83.00		82.00		80.00	
つがる市	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	33.00	0.00	33.00	0.00	32.00	0.00	32.00	0.00	31.00
平川市	(合計)									
	1.97		1.96		1.95		1.93		1.92	
平内町	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	31.49	0.00	30.12	0.00	28.74	0.00	27.36	0.00	25.99
今別町	(合計)									
	2.00		1.90		1.90		1.90		1.90	
蓬田村	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	2.30	0.00	2.30	0.00	2.30	0.00	2.30	0.00	2.30
外ヶ浜町	(合計)									
	0.90		1.30		1.60		2.00		2.40	
鰺ヶ沢町	(引渡量)	(独自処理量)								
	4.15		4.02		3.91		3.79		3.68	
深浦町	(合計)									
	2.10		2.04		1.98		1.92		1.87	
西目屋村	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(6) その他のプラスチック製容器包装

(単位:トン)

市町村名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
三戸町	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
五戸町	(合計)									
	53.40		52.20		51.10		50.10		49.10	
田子町	(引渡量)	(独自処理量)								
	53.40	0.00	52.20	0.00	51.10	0.00	50.10	0.00	49.10	0.00
南部町	(合計)									
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
階上町	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新郷村	(合計)									
	5.30		5.20		5.10		5.00		4.80	
合計	(合計)									
	3009.97		2979.51		2949.05		2919.04		2887.44	
中部上北広域事業組合	(引渡量)	(独自処理量)								
	2877.97	132.00	2849.51	130.00	2821.05	128.00	2793.04	126.00	2763.44	124.00
西海岸衛生処理組合	(合計)									
	18.44		17.94		17.44		16.96		16.50	

別表4 各年度において得られる法第2条第6項指定物ごとの市町村別の見込量

(1)鋼製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
青森市	211.00	209.00	207.00	205.00	203.00
弘前市	181.60	179.80	178.01	176.21	174.42
八戸市	235.00	234.00	232.00	230.00	228.00
黒石市	27.80	27.40	27.10	26.80	26.50
五所川原市	164.00	164.00	163.00	163.00	131.00
十和田市	98.20	96.90	95.70	94.50	93.10
三沢市	64.00	62.00	59.00	57.00	54.00
むつ市	107.00	106.00	104.00	103.00	102.00
つがる市	117.00	114.00	112.00	110.00	108.00
平川市	24.54	24.26	23.98	23.71	23.44
平内町	23.75	22.71	21.67	20.64	19.60
今別町	4.50	4.20	4.20	4.20	4.20
蓬田村	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
外ヶ浜町	12.30	12.80	13.30	13.80	14.30
鰯ヶ沢町	4.27	4.16	4.06	3.95	3.85
深浦町	11.63	11.29	10.95	10.63	10.32
西目屋村	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
藤崎町	18.67	18.24	18.17	17.98	17.75
大鰐町	12.00	12.00	12.00	11.00	11.00
田舎館村	2.84	2.80	2.76	2.72	2.68
板柳町	18.00	17.60	17.20	16.90	16.50
鶴田町	48.00	48.00	47.00	47.00	46.00
中泊町	43.00	42.00	41.00	40.00	39.00
野辺地町	13.40	13.20	13.00	12.80	12.60
七戸町	26.82	26.39	25.96	25.53	25.10
六戸町	15.50	15.40	15.30	15.20	15.10
横浜町	14.01	13.76	13.43	13.19	12.96
東北町	11.24	11.06	10.88	10.70	10.52
六ヶ所村	34.80	34.70	34.60	34.50	34.40
おいらせ町	20.91	20.63	20.33	20.03	19.45
大間町	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90
東通村	2.73	2.69	2.69	2.69	2.69
風間浦村	3.70	3.60	3.60	3.50	3.40
佐井村	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70
三戸町	37.70	36.90	36.10	35.40	34.70
五戸町	25.50	25.00	24.40	24.00	23.50
田子町	11.00	11.00	11.00	10.00	10.00
南部町	74.80	73.50	72.30	71.00	69.80
階上町	15.00	15.00	14.00	14.00	14.00
新郷村	7.20	7.10	6.90	6.80	6.50
合計	1754.21	1733.89	1709.39	1688.18	1634.18
中部上北広域事業組合	38.06	37.45	36.84	36.23	35.62
西海岸衛生処理組合	15.90	15.45	15.01	14.58	14.17

(2)アルミ製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
青森市	337.00	334.00	331.00	328.00	325.00
弘前市	276.71	273.98	271.24	268.51	265.77
八戸市	486.00	483.00	479.00	475.00	471.00
黒石市	52.50	51.90	51.30	50.70	50.10
五所川原市	132.00	132.00	132.00	132.00	131.00
十和田市	96.20	95.00	93.80	92.60	91.20
三沢市	62.00	59.00	57.00	54.00	52.00
むつ市	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00
つがる市	56.00	55.00	54.00	53.00	52.00
平川市	35.96	35.55	35.13	34.72	34.32
平内町	26.33	25.18	24.03	22.88	21.73
今別町	5.20	4.80	4.80	4.80	4.80
蓬田村	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
外ヶ浜町	13.80	12.40	11.10	9.70	8.40
鰯ヶ沢町	3.91	3.81	3.71	3.62	3.52
深浦町	10.44	10.13	9.84	9.55	9.27
西目屋村	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60
藤崎町	30.62	30.15	29.87	29.58	29.24
大鰐町	9.00	8.00	8.00	8.00	8.00
田舎館村	6.77	6.67	6.57	6.47	6.38
板柳町	27.20	26.60	26.00	25.50	25.00
鶴田町	11.00	11.00	10.00	10.00	9.00
中泊町	11.00	11.00	10.00	10.00	10.00
野辺地町	15.20	14.90	14.60	14.40	14.20
七戸町	24.78	24.38	23.98	23.58	23.18
六戸町	15.10	15.00	14.90	14.80	14.70
横浜町	15.97	15.69	15.42	15.16	14.86
東北町	10.37	10.21	10.04	9.87	9.71
六ヶ所村	36.40	36.30	36.20	36.10	36.00
おいらせ町	20.45	20.18	19.88	19.59	19.02
大間町	25.40	25.40	25.40	25.40	25.40
東通村	3.38	3.33	3.33	3.33	3.33
風間浦村	3.30	3.30	3.20	3.10	3.10
佐井村	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
三戸町	10.50	10.30	10.10	9.90	9.70
五戸町	24.90	24.40	23.90	23.40	22.90
田子町	22.00	21.00	20.00	20.00	19.00
南部町	24.10	23.70	23.30	22.90	22.50
階上町	32.00	31.00	31.00	30.00	30.00
新郷村	7.00	6.90	6.80	6.70	6.50
合計	1991.19	1965.86	1941.14	1917.56	1891.53
中部上北広域事業組合	35.15	34.59	34.02	33.45	32.89
西海岸衛生処理組合	14.35	13.94	13.55	13.17	12.79

(3) 飲料用紙製容器

(単位:トン)

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
青森市	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
弘前市	23.60	23.36	23.13	22.90	22.66
八戸市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
黒石市	3.30	3.30	3.20	3.20	3.20
五所川原市	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
十和田市	1.90	1.80	1.80	1.80	1.80
三沢市	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
むつ市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
つがる市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平川市	2.38	2.35	2.33	2.30	2.27
平内町	3.10	2.96	2.83	2.69	2.56
今別町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
蓬田村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
外ヶ浜町	0.10	0.30	0.40	0.60	0.70
鰯ヶ沢町	0.24	0.23	0.23	0.22	0.21
深浦町	0.43	0.42	0.41	0.40	0.38
西目屋村	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
藤崎町	4.02	3.98	3.94	3.90	3.86
大鰐町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
田舎館村	0.96	0.95	0.94	0.92	0.91
板柳町	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
鶴田町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
中泊町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
野辺地町	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70
七戸町	11.88	11.70	11.50	11.31	11.12
六戸町	5.20	5.10	5.10	5.10	5.00
横浜町	0.96	0.95	0.93	0.91	0.90
東北町	10.74	10.56	10.39	10.22	10.04
六ヶ所村	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
おいらせ町	0.76	0.75	0.74	0.73	0.71
大間町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
東通村	0.17	0.16	0.16	0.16	0.16
風間浦村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
佐井村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
三戸町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
五戸町	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
田子町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
南部町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
階上町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新郷村	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
合計	98.64	97.77	96.93	96.16	95.28
中部上北広域事業組合	22.62	22.26	21.89	21.53	21.16
西海岸衛生処理組合	0.67	0.65	0.64	0.62	0.59

(4)段ボール

(単位:トン)

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
青森市	877.00	870.00	863.00	856.00	849.00
弘前市	681.30	674.57	667.84	661.10	654.37
八戸市	1106.00	1098.00	1089.00	1080.00	1071.00
黒石市	230.30	227.80	225.20	222.60	220.00
五所川原市	1188.00	1186.00	1183.00	1181.00	1178.00
十和田市	163.30	161.10	159.10	157.10	154.80
三沢市	36.00	36.00	36.00	36.00	36.00
むつ市	96.00	95.00	94.00	93.00	91.00
つがる市	69.00	67.00	66.00	65.00	64.00
平川市	95.73	94.71	93.69	92.68	91.69
平内町	93.43	89.36	85.27	81.20	77.12
今別町	10.20	9.50	9.50	9.50	9.50
蓬田村	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
外ヶ浜町	24.40	22.00	19.60	17.20	14.80
鰯ヶ沢町	35.87	34.94	34.05	33.17	32.32
深浦町	33.22	32.25	31.30	30.39	29.50
西目屋村	10.50	10.50	10.50	10.50	10.50
藤崎町	97.47	96.62	96.52	94.85	93.99
大鷫町	25.00	24.00	24.00	23.00	23.00
田舎館村	29.98	29.54	29.11	28.68	28.25
板柳町	19.30	18.90	18.50	18.10	17.70
鶴田町	39.00	39.00	38.00	38.00	37.00
中泊町	76.00	73.00	71.00	69.00	67.00
野辺地町	107.30	105.50	103.70	101.90	100.20
七戸町	59.44	58.49	57.53	56.57	55.61
六戸町	29.50	29.40	29.20	29.00	28.80
横浜町	29.19	28.69	28.20	27.71	27.21
東北町	53.70	52.83	51.96	51.10	50.24
六ヶ所村	80.10	79.80	79.60	79.40	79.20
おいらせ町	58.14	57.36	56.52	55.68	54.08
大間町	64.20	64.20	64.20	64.20	64.20
東通村	24.87	24.50	24.50	24.50	24.50
風間浦村	9.20	9.10	8.90	8.70	8.50
佐井村	31.10	31.10	31.10	31.10	31.10
三戸町	22.90	22.40	21.90	21.50	21.10
五戸町	58.30	57.00	55.80	54.70	53.60
田子町	61.00	59.00	57.00	55.00	54.00
南部町	51.40	50.60	49.70	48.80	48.00
階上町	74.00	73.00	72.00	71.00	70.00
新郷村	7.90	7.70	7.60	7.50	7.30
合計	5868.64	5809.86	5752.99	5695.83	5637.58
中部上北広域事業組合	113.14	111.32	109.49	107.67	105.85
西海岸衛生処理組合	69.09	67.19	65.35	63.56	61.82